

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	新潟県
3. 市区町村名	柏崎市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/shise/sesaku/mynumber/index.html

執行機関名 柏崎市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	新潟県柏崎市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例(昭和58年条例第7号)による妊産婦及び子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新潟県柏崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第2の項 新潟県柏崎市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例による妊産婦及び子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	新潟県柏崎市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第1条 この条例は、妊産婦及び子どもの医療費の一部を妊産婦本人又は子どもの <u>保護者</u> に助成し、 <u>経済的負担を軽減</u> することにより、 <u>妊産婦又は子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進</u> するとともに、 <u>安心して子どもを産み育てることが</u> できる環境をつくることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		新潟県柏崎市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例(昭和58年条例第7号) 新潟県柏崎市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例施行規則(昭和58年3月24日規則第10号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	新潟県柏崎市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例第4条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	子ども医療費の助成の受給資格の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	新潟県柏崎市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例第3条1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。)若しくは医療費支給認定基準世帯員(児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十二条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る生活保護実施関係情報	当該申請に係る対象児童の保護者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ニ	新潟県柏崎市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例第3条1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(当該保護者が当該申請をしようとする場合に限る。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る対象児童の保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号	新潟県柏崎市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例施行規則第9条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	子ども医療費の助成の受給資格者の届出事項の変更の認定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 イ	新潟県柏崎市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例第3条1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等

③提供を求める特定個人情報	当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報	当該変更の認定に係る対象児童の保護者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ニ	新潟県柏崎市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例第3条1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第七項の医療費支給認定保護者である場合に限る。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該変更の認定に係る対象児童の保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--